

○京都市環境保全活動センター条例

平成13年12月27日
条例第32号

京都市環境保全活動センター条例

(設置)

第1条 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の実現に資するため、環境の保全に関する知識の普及向上を図るとともに、環境の保全に関する活動その他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市環境保全活動センター

位置 京都市伏見区深草池ノ内町13番地

(事業)

第2条 京都市環境保全活動センター(以下「センター」という。)においては、次の事業を行う。

- (1) 環境の保全に関する活動のための施設の提供
- (2) 環境の保全に関する資料及び装置の展示
- (3) 環境の保全に関する情報の収集及び提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前9時から午後9時まで。ただし、展示コーナーについては、午前9時から午後5時まで
休所日 木曜日(木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月26日から同月31日まで

(使用の許可)

第5条 別表に掲げる施設を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第10条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第12条 使用者は、センターの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成14年3月15日規則第85号で平成14年4月21日から施行)
(準備行為)
- 2 使用の許可の申請その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
附 則(平成17年12月26日条例第99号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市環境保全活動センター条例(以下「改正前の条例」という。)第4条の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この条例による改正後の京都市環境保全活動センター条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の条例第4条の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第5条の規定による許可を受けたものとみなす。

別表(第7条関係)

区分	使用料		
	午前	午後	夜間
	円	円	円
第1会議室	2,000	2,600	2,900
第2会議室	1,600	2,100	2,400
視聴覚室	4,100	5,300	6,100
実習室A	2,100	2,800	3,100
実習室B	2,100	2,800	3,100
付属設備	別に定める。		

備考

- 1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
- 2 この表に掲げる使用時間の区分を超えて施設(付属設備を除く。)を使用する場合の使用料は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 3 開所時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、そのつど別に定める。